

社会保険の方

● 70歳未満の方		
所得区分	自己負担限度額（ひと月あたり）	多数回該当※2
ア 年収 約1,160万円～の方 標準報酬月額83万円以上の方	252,600円+ （医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ 年収 約770万円～約1,160万円の方 標準報酬月額53万円以上79万円未満の方	167,400円+ （医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ 年収 約370万円～約770万円の方 標準報酬月額28万円以上50万円未満の方	80,100円+ （医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ 年収 ～約370万円の方 標準報酬月額26万円未満の方	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を除いた額（ただし、雑損失の繰越控除は除かない）を指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

社会保険の方

● 70歳以上の方 …… 区分により、事前の申請手続きが必要です。ご注意ください			
所得区分		自己負担限度額（ひと月あたり）	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
現役並みⅢ 標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方		252,600円+（医療費-842,000円）×1% 【 多数回該当※2 140,100円 】	
現役並みⅡ ※限度額適用認定証が必要 標準報酬月額53万円～79万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方		167,400円+（医療費-558,000円）×1% 【 多数回該当※2 93,000円 】	
現役並みⅠ ※限度額適用認定証が必要 標準報酬月額28万円～50万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方		80,100円+（医療費-267,000円）×1% 【 多数回該当※2 44,400円 】	
一般所得者 現役並み、住民非課税の方以外の方		18,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 【多数回該当※2 44,400円 】
低所得者 ※限度額適用・ 標準負担額減額証が必要	Ⅱ※3	8,000円	24,600円
	Ⅰ※4		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12ヶ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担額が軽減されます。

※3 被保険者が市区町村民税の非課税者等である方。

※4 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない方。